

南知多町選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長 石黒和彦

南知多町選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、南知多町の議会の議員及び長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）における選挙公報の発行に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 南知多町の議会の議員及び長の選挙において、南知多町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、当該選挙における候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び候補者の写真を添えて、当該選挙期日の告示のあった日に、文書で委員会に申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に

登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布するものとする。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることができない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行手続は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。